

高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県中小企業団体中央会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「高知県中小企業団体中央会」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された高知県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）をいう。

2 この要綱において「組合」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

(2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する法人

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であるもの

3 この要綱において「組合等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 前項各号に掲げる組合

(2) 一般社団法人及び一般財団法人

(3) 知事が別に定める団体等

(補助目的及び補助金の交付対象)

第3条 県は、県内の中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するとともに、中小企業の経営資源の確保等を支援し、もって、中小企業の振興及び経営の安定に寄与することを目的とし、次に掲げる経費であって、別表第1に掲げるもののうち、知事が必要があり、かつ、適当であると認めたものについて予算の範囲内において補助する。

(1) 中央会が中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導（以下「支援等」という。）を行うために設置した指導員及び職員（以下「補助対象職員」という。）に係る経費（指導員及び職員の設置費）

(2) 中央会が行う組合等の指導に附帯する次に掲げる経費（支援事務費）

ア 指導員等の資質の向上を図るための経費

イ 中央会が行う組合等の指導に要する経費

(3) 組合等の健全な育成及び経営の安定を図るための次に掲げる事業に要する経費（組合等支援費）

ア 組合等の連携及び運営を促進するための経費

- (ア) 組織化の推進を図る事業
- (イ) 組合等の交流促進事業
- (ウ) 経営革新につながる事業
- (エ) 専門家派遣事業
- (オ) 相談及び研修事業
- (カ) 海外展開支援事業
- (キ) 組合等が実施する(ア)から(カ)までに掲げる事業について中央会が補助する事業

イ 組合等からの情報収集及び情報提供を図るための経費

- (ア) 組合等への情報提供事業
 - (イ) 中小企業団体情報連絡員の設置事業
 - (ウ) 中小企業労働事情実態調査事業
- (4) ものづくり企業の役職員を対象にした、受注確保や受注機会の増大を図るための研修計画に基づく人材育成の実施に要する経費(ものづくり担い手育成事業費)
- (5) 県内において、女性及び女性を中心とする団体の意欲を向上させ、高知県経済の活性化につなげる事業に要する経費(女性団体等活躍促進事業費)

(補助率)

第4条 補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 中央会は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 中央会は、前項の規定により補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、当該交付の申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。ただし、中央会が別表第2に掲げるいずれかに該当するときを除く。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当であると認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して決定を行うものとする。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、中央会は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金で実施する事業（以下「補助事業」という。）の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方及び間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助金の変更申請)

第8条 中央会は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の額の変更をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(補助対象職員の変更)

第9条 中央会は、知事が別に定める任用資格のうち、知事が特に必要があると認める者の認定を受けようとするときは、事前に別記第3号様式による認定申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 中央会は、補助対象職員の変更（退職任命を含む。）をしようとするときは、事前に別記第4号様式による変更届を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(補助対象職員の長期欠勤等)

第10条 中央会は、補助対象職員が引き続き3月を超えて欠勤し、又は本務を離れるに至った場合（前条第2項の規定による変更届を提出しようとする場合を除く。）は、速やかに別記第5号様式による補助対象職員長期欠勤等届を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合において、知事は、必要な指示をすることができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 中央会は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事前に別記第6号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第12条 中央会は、非常災害等により補助事業が当該年度末までに完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに別記第7号様式による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 中央会は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、別記第8号様式による補助事業遂行状況報告書を10月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 中央会は、補助事業が完了したときは、別記第9号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

2 中央会は、前項の規定により実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第15条 中央会は、補助事業により取得した指導施設、指導用車両、研修用機器及び備品（以下「備品等」という。）についての台帳を設け、その保管状況を明らかにし、補助事業が完了した後も補助事業により取得した備品等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効

率的運用を図らなければならない。

- 2 中央会は、補助事業により取得した備品等を別に定める耐用年数以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとする（以下「取得財産の処分」という。）ときは、事前に別記第10号様式による処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、当該取得財産が耐用年数を経過している場合を除き、取得財産の処分により中央会に収入があるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

（補助金の返還）

第16条 中央会は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第11号様式による報告書により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させるものとする。

（概算払）

第17条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 中央会は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第12号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（帳簿書類の備付け）

第18条 中央会は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第19条 知事は、中央会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付の内容、条件又は規則、この要綱その他法令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。
- （4） 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

(実施結果の企業化)

第20条 中央会は、補助金で実施した第3条第3号に掲げる組合等の健全な育成及び経営の安定を図るための事業については、別記第13号様式による企業化等状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の企業化等状況報告書は、補助事業が完了した日（同一の組合等が同じ事業計画名で複数の補助事業を継続して行う場合は、継続して行われる複数の補助事業の最終の補助事業の完了した日をいう。以下同じ。）の属する会計年度の翌年度から5年間、毎会計年度の終了後15日以内に提出しなければならない。

3 中央会は、前2項の規定による報告をした場合は、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第21条 中央会は、補助事業を実施する組合等が補助事業による発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の翌年度から5年以内に出願し、若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくはこれらの実施権を設定した場合は、遅滞なくその旨を記載した別記第14号様式による産業財産権等取得等届出を知事に届け出なければならない。

(収益納付)

第22条 知事は、第20条第1項の企業化等状況報告書により、当該補助事業を実施した組合等が当該補助事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他の補助事業の実施結果の他への供与により収益を生じたと認めるときは、中央会に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(成果の発表)

第23条 知事は、補助金の交付を受けて行った補助事業の成果について必要があると認めるときは、組合等に発表させることができる。

(間接補助金の交付の決定をする場合に付すべき条件)

第24条 中央会は、組合等へ間接補助金の交付をするときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業の実施に当たっては、第7条、第8条及び第11条から前条までの規定に準じて行うこと。

(2) 組合等が間接補助金を他の用途に使用し、又は間接補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の

有無にかかわらず、間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。この場合においては、既に間接補助金が交付されているときは、その返還をさせること。

(3) 組合等は、中央会が定める時期までに間接補助金により取得した備品等の取得財産の処分をするときは、中央会の承認を受けなければならないこと。この場合において、中央会は、当該取得財産が耐用年数を経過している場合を除き、組合等が取得財産の処分により収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させること。

2 中央会は、前項第3号により組合等から承認の申請があったときは、第15条第2項の規定に準じて知事の承認を受けなければならない。この場合において、知事は、当該取得財産が耐用年数を経過している場合を除き、組合等が取得財産の処分により収入があるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを中央会に対し命ずることができる。

(グリーン購入)

第25条 中央会は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第26条 補助事業又は中央会に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例6条第1項の規定による非開示項目以外は、原則として開示するものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、昭和54年4月1日から施行し、昭和54年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第15条、第16条、第18条から第24条まで及び第26条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

昭和55年6月18日一部改正

昭和56年7月7日一部改正

昭和57年4月9日一部改正

昭和58年6月13日一部改正

昭和61年6月6日一部改正

昭和62年6月8日一部改正

昭和63年6月6日一部改正

平成元年 5 月 29 日 一部改正
平成 2 年 6 月 29 日 一部改正
平成 3 年 6 月 14 日 一部改正
平成 4 年 6 月 19 日 一部改正
平成 5 年 6 月 29 日 一部改正
平成 6 年 7 月 20 日 一部改正
平成 7 年 6 月 27 日 一部改正
平成 8 年 8 月 13 日 一部改正
平成 9 年 7 月 15 日 一部改正
平成 10 年 6 月 24 日 一部改正
平成 11 年 4 月 27 日 一部改正

(附 則)

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

平成 15 年 6 月 2 日 一部改正

(附 則)

この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から施行し、同月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 25 年 4 月 8 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年9月9日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月23日から施行する。

2 改正後の様式による第5条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。

(附 則)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。

2 この要綱による改正後の高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱第5条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附 則)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月26日から施行する。

2 この要綱による改正後の高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱第5条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第3条、第4条関係）

事業区分	経費区分	補助率	補助対象経費の内容
1 指導員及び職員の設置費	(1) 俸給	10分の10以内	俸給
	(2) 扶養手当		扶養手当
	(3) 通勤手当		通勤手当
	(4) 期末手当		期末手当
	(5) 住居手当		住居手当
	(6) 超過勤務手当		超過勤務手当
	(7) 福利厚生費		健康保険料（介護保険料を含む。）、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び子ども・子育て拠出金の事業主負担分
	(8) 福利環境整備費		中央会指導員及び職員に関わる福利環境整備の事業主支払分
	(9) 特別研究指導費		主席又は主任指導員の特別研究指導に必要な研究指導手当
2 支援事務費	(1) 指導員等の資質向上を図る事業	10分の10以内	① 旅費
			② 受講料
			③ その他実習に伴う経費
			④ ブロック研究会開催費
2 支援事務費	(2) 組合等の指導事業	10分の10以内	中小企業大学校研修、全国中央会研修、四国ブロック研究会、県の承認を受けた研修会等への参加旅費 中小企業大学校研修、全国中央会研修、県の承認を受けた研修会等の受講料 中小企業診断士要請過程において実施される実習に伴う資料費、交通費及び宿泊費 講師謝金、旅費及び会場借上げ料
	① 指導事務費	10分の10以内	旅費（指導員旅費及び職員旅費。資質向上に係る旅費を除く。）、消耗品費、印刷製本費、燃料費、指導資料購入費、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料（一人一台クライアントパソコンに係るレンタル料を除く。）並びに備品購入費
3 組合等支援費	(1) 連携・運営支援事業	10分の10以内	謝金、原稿料、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費（通信運搬費等）、委託料、設計費、データ検証費、使用料及び賃借料、原材料費、試作費、実験費、補助金、賃金並びに共済費 ※組合等が実施し、中央会が補助する間接補助対象経費 謝金、原稿料、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費（通信運搬費等）、備品購入費、委託料、設計費、データ検証費、使用料及び賃借料、原材料費、試作費並びに実験費
	(2) 情報収集提供事業	10分の10以内	謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、会場借上料、印刷製本費、集計費、データベースプログラム作成費、役務費（通信運搬費等）、データ入力費、委託料、賃金並びに共済費
4 ものづくり担い手育成事業費	研修実施に要する経費	10分の10以内	謝金、旅費、施設使用料及び賃借料、資料購入費、消耗品費、原材料費、役務費（送料、銀行振込手数料等）、賃金並びに共済費
5 女性団体等活躍促進事業費	女性団体等活躍促進事業費	10分の10以内	謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、役務費（送料、銀行振込手数料等）、委託料、補助金、賃金並びに共済費 ※組合等が実施し、中央会が補助する間接補助対象経費 謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、役務費（送料、銀行振込手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、雑役務費並びに備品購入費

別表第2（第6条、第7条、第19条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下、「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県中小企業団体中央会
会 長
生年月日

令和 年度高知県中小企業団体中央会補助金交付申請書

令和 年度において下記のとおり補助事業を実施しますので、高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱第5条第1項の規定により補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助金交付申請額 金 円
(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額)
- 3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
別紙1のとおり
- 4 補助事業に係る収支
別紙2のとおり
- 5 補助事業の着手及び完了予定期日
(1) 着手 令和 年 月 日
(2) 完了 令和 年 月 日

(注) 以下のものを添付すること

- ・ 県税の滞納がないことを証明する書類（3箇月以内に発行された納税証明書）又は納税義務がないことの申立書（任意様式）
- ・ 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼滞納有無の照会に関する同意書（別紙3）

別紙 1

1 補助事業計画書

事業区分		経費区分	員数等	補助事業に要する経費	中央会が支出する経費	補助金申請額	備 考
1 指導員及び職員の設置		(1) 俸給	延べ人月	円	円	円	設置人員 (再雇用職員がいる場合は、内書) 指導員 人 (人) 職員 人 (人) (1)から(7)までの積算内訳は、別紙のとおり (9) 主席 人・主任 人
		(2) 扶養手当	延べ人月				
		(3) 通勤手当	延べ人月				
		(4) 期末手当	延べ月				
		(5) 住居手当	延べ人月				
		(6) 超過勤務手当					
		(7) 福利厚生費	延べ人				
		(8) 福利環境整備費					
		(9) 特別研究指導費	述べ人				
		小 計					
2 支援事務費	I 指導員等の資質向上を図る事業	(1) 旅費 (①から④までの計)					(1)及び(2) 研修計画表のとおり (注) 積算内訳も記入してください。 (3) 内訳は、別紙のとおり (4) 事業内容は、別紙のとおり
		① 大 学 校 研 修	人				
		② 全 国 中 央 会 研 修	人				
		③ 四 国 ブ ロ ッ ク 研 究 会	人				
		④ ①から③まで以外の研修	人				
		(2) 受講料					
(3) その他実習に伴う経費							
(4) ブロック研究会開催費							
	計						

事業区分		経費区分	員数等	補助事業に 要する経費	中央会が支出す る経費	補助金申請額	備 考
2 支援 事務費	II 組合 等の指 導事業	(1) 指導事務費		円	円	円	(1) 積算内訳
		計					
	小 計 (I + II)						
3 組合 等支援 費	I 連携 ・運営支 援事業	(1) 連携・運営支援事業費 (注) 備考欄に記載している事業 ごとに内訳を記入してください。					事業名記載 事業内容は、別紙のとおり
		II 情報 収集・提 供事業	(2) 情報収集・事業費 (注) 備考欄に記載している事業 ごとに内訳を記入してください。				事業名記載 事業内容は、別紙のとおり
	小 計						
4 ものづくり担い 手育成事業費		(1) 研修実施に要する経費 (注) 備考欄に記載している事業 ごとに内訳を記入してください。					事業名記載 事業内容は、別紙のとおり
小 計							
5 女性団体等活躍 促進事業費		(1) 女性団体等活躍促進事業 費 (注) 備考欄に記載している事業 ごとに内訳を記入してください。					事業名記載 事業内容は、別紙のとおり
小 計							

合	計				
---	---	--	--	--	--

- (注) 1 補助事業に係る積算内訳及び事業内容を記載する様式は、自由とします。
- 2 「積算内訳」は、事業に係る経費ごとの内訳を記入してください。
- 3 「事業内容」は、事業の概要、達成目標及び事業に係る経費の内訳を記入してください。

2 補助対象者名簿

職 種	氏 名	年 齢	設 置 月 数
指 導 員 計	人		
職 員 計	人		
計	人	—	月

- (注)
- 1 本年度新たに補助対象となる指導員及び職員については履歴書を添えてください。
 - 2 「職種」欄は、巡回指導員、労働指導員及び商店街指導員に区別して記入してください。
 - 3 再雇用職員がいる場合は、再雇用職員であることが分かるように記入してください。

別紙2

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減			備 考
			増	減	差引き額	
高知県中小企業団体 中央会補助金						
手数料等						
自己資金						
合 計						

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減			備 考
			増	減	差引き額	
人件費						
福利環境整備費						
事業費	補助金					
	委託料					
	備品購入費					
	事務費					
	小計					
合 計						

誓約書兼同意書

私は、高知県中小企業団体中央会補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

(所在地) 高知県高知市布師田3992-2

(団体名) 高知県中小企業団体中央会

(職名・代表者名)

(自署)

第 2 号様式（第 8 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県中小企業団体中央会
会 長

令和 年度高知県中小企業団体中央会補助金に係る
内 容
補助事業の 変更承認申請書
経費の配分

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知があり
内 容
ました補助事業の を別紙のとおり変更したいので、高知県中小企業団
経費の配分
体中央会補助金交付要綱第 8 条の規定により承認を申請します。

別紙

1 変更の内容

事業区分	経費区分	員数等		補助事業に要する経費		中央会が支出する経費		補助金の額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	決定額	変更後	
				円	円	円	円	円	円	

2 変更の理由

3 高知県中小企業団体中央会補助金追加交付申請額（追加交付申請を行うときのみ記入してください。）

金 円

4 高知県中小企業団体中央会補助金追加交付申請額が3の金額となる理由

5 収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	変更前 予算額	変更後 予算額	比 較 増 減			備 考
			増	減	差引き額	
高知県中小企業団体 中央会補助金						
手数料等						
自己資金						
合 計						

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	変更前 予算額	変更後 予算額	比 較 増 減			備 考
			増	減	差引き額	
人件費						
福利環境整備費						
事業費	補助金					
	委託料					
	備品購入費					
	事務費					
	小計					
合 計						

第 3 号様式（第 9 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県中小企業団体中央会
会 長

指導員資格認定申請書

高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記の者についての認定を申請します。

記

認定者氏名

（注） 認定申請に係る者の履歴書及び認定申請の説明資料を添えてください。

第 4 号様式（第 9 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県中小企業団体中央会
会 長

指導員
職員 変更届

このことについて下記のとおり変更したいので、高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 変更者氏名

- (1) 退職者
- (2) 新たに任命しようとする者

2 変更年月日

- (1) 退職年月日
- (2) 新任年月日

3 変更の理由

(注) 1 及び 2 については、該当する項目のみ記入してください。

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県中小企業団体中央会
会 長

補助対象職員長期欠勤等届

このことについて（補助対象職員の種類及び氏名）は、下記のとおり 3 月を超えて欠勤等することとなりましたので、高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により報告します。

記

1 理由

- 傷病等による長期欠勤等
- 研修等による長期欠勤等
- 産前産後休暇、育児休業による長期欠勤等
- 介護休業、介護休暇による長期欠勤等

2 欠勤等開始日

3 出勤予定日

4 1 から 3 までに掲げるもののほか、必要な事項

（注） 理由については、診断書等の証明書を添えてください。

第 6 号様式（第 11 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県中小企業団体中央会
会 長

令和 年度高知県中小企業団体中央会補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の（変更）交付の決定の通知
がありました補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県中小企業
団体中央会補助金交付要綱第 11 条の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）する補助事業名及び内容
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 補助事業中止の期間（廃止の時期）

第7号様式（第12条関係）

第 号
令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県中小企業団体中央会
会 長

令和 年度高知県中小企業団体中央会補助金に係る
補助事業事故報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の（変更）交付の決定の通知がありました補助事業に下記のとおり事故があったので、高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業名及び内容
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 事故の内容
- 5 事故に対する措置

- （注）
- 1 事故の理由を立証する書類を添えてください。
 - 2 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入してください。

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県中小企業団体中央会
会 長

令和 年度高知県中小企業団体中央会補助金に係る
補助事業遂行状況報告書

高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱第13条の規定により、令和 年9月30日現在における補助事業の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定 令和 年 月 日 第 号
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金概算払受領額 金 円
- 4 間接補助金交付状況

事業区分及び 交付先名称	補助金交付決定通知 年月日	補助金交付決定通知 額	概算払年月日	概算払金額
		円		円
	計		計	

5 経費の支出状況

事業区分		経費区分	交付額	9月30日現在の 支出額	残 額	備 考
1 指導員及び職員 の設置		(1)俸給	円	円	円	
		(2)扶養手当				
		(3)通勤手当				
		(4)期末手当				
		(5)住居手当				
		(6)超過勤務手当				
		(7)福利厚生費				
		(8)福利環境整備費				
		(9)特別研究指導費				
		小 計				
2 支援 事務 費	I 指導員 等の資質向 上を図る事 業	(1)旅費(①から④までの計)				
		① 大専修校研修				
	② 全国中央会研修					
	③ 四国ブロック研究会					
	④ ①から③まで以外の研修					
		(2)受講料				
		(3)その他実習に伴う経費				
		(4)ブロック研究会開催費				
		計				
	II 組合等 の指導事業	(1)指導事務費				
		計				
	小 計 (I + II)					
3 組合 等支 援費	I 連携・運 営支援事業	連携・運営支援事業費				
		II 情報収集 ・提供事業	情報収集・提供事業費			
	小 計 (I + II)					
4 ものづくり担い手育 成事業費		(1)研修実施に要する経費				
		小 計				
5 女性団体等活躍促進 事業費		(1)女性団体等活躍促進事 業費				
		小 計				
合 計						

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県中小企業団体中央会
会 長

令和 年度高知県中小企業団体中央会補助金に係る
補助事業実績報告書

令和 年度における補助事業を完了しましたので、高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

交付決定 令和 年 月 日 第 号
補助金交付決定額 金 円
(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額)
補助金受領額 金 円
補助事業着手年月日 令和 年 月 日
補助事業完了年月日 令和 年 月 日

1 令和 年度高知県中小企業団体中央会補助金決算総表

組合等の 名 称	間接補助金交付決 定年月日	間接補助金交付決 定通知額	概算払 年月日	概算払 金 額	精算払 年月日	精算払 金 額
		円		円		円
計						

2 補助金実績明細

事業区分		経費区分	員数等	補助事業に 要した経費	中央会が支出し た経費	補助金交付決 定額(注)1	補助金額 (注)2	備 考
1 指導員及び職員の設置		(1) 俸給 (2) 扶養手当 (3) 通勤手当 (4) 期末手当 (5) 住居手当 (6) 超過勤務手当 (7) 福利厚生費 (8) 福利環境整備費 (9) 特別研究指導費	延べ人月 延べ人月 延べ人月 延べ月 延べ人月 延べ人 延べ人 述べ人	円	円	円		設置人員 (再雇用職員がいる場合は、内書) 指導員 人(人) 職員 人(人) (1)から(7)までの内訳は、別紙のとおり (9) 主席 人・主任 人
		小 計						
2 支援 事務費	I 指導員等の資質向上を図 る事業	(1) 旅費(①から④までの計) ① 大学校研修 ② 全国中央会研修 ③ 四国ブロック研究会 ④ ①から③まで以外の研修 (2) 受講料 (3) その他実習に伴う経費 (4) ブロック研究会開催費	人 人 人 人					(1)及び(2) 研修実績については、別紙のとおり (3)の内訳は、別紙のとおり (4)の事業実施内容は、別紙のとおり
		計						
		II 組合等の指導事業	(1) 指導事務費					(1) 積算内訳
		計						
小 計(I+II)								
3 組合 等支援事 業費	I 連携・運営支援事業	連携・運営支援事業費 (注)「備考」欄に記載している事業ごとに内訳を記入してください。						事業名記載 事業実施内容は、別紙のとおり
	II 情報収集・提供事業	情報収集・提供事業費 (注)「備考」欄に記載している事業ごとに内訳を記入してください。						事業名記載 事業実施内容は、別紙のとおり
	小 計(I+II)							
4 ものづくり担い手育成事業費		(1) 研修実施に要する経費 (注)「備考」欄に記載している事業ごとに内訳を記入してください。						事業名記載 事業実施内容は、別紙のとおり
		小 計						
5 女性団体等活躍促進事業費		(1) 女性団体等活躍促進事業費 (注)「備考」欄に記載している事業ごとに内訳を記入してください。						事業名記載 事業実施内容は、別紙のとおり
		小 計						
合 計(1+2+3+4+5)								

(注) 1 決定額とは、高知県中小企業団体中央会補助金交付決定時の額(変更があった場合は、変更後の額)をいいます。

2 高知県中小企業団体中央会補助金の額については、補助金所要額から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を除いた額としてください。

3 事業内容明細

(1) 指導員及び職員の設置

ア 補助対象者名簿

職 種	氏 名	年 齢	設 置 期 間	設 置 月 数	給 与 年 額							
					俸 給	扶 養 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	住 居 手 当	超 過 勤 務 手 当	福 利 厚 生 費	合 計 額
指導員計												
職員計												
計	人	—	—	月								

(注) 1 「職種」欄は、巡回指導員、労働指導員及び商店街指導員に区分して記入してください。
2 再雇用職員がいる場合は、再雇用職員であることが分かるように記入してください。

イ 特別研究指導費（対象となる指導員ごとに記入してください。）

指導員名及び年齢

主席又は主任の別

(2) 支援事務費

I 指導員等の資質向上を図る事業

受講した研修の「研修実施一覧表」を作成の上、提出してください。

(注) 受講内容、取得した資格名及びその概要、受講により得られた成果等について記載した受講報告書を添えてください。またその際、研修の修了証があれば添えてください。

ア 旅費（研修ごとに記入してください。）

	参加研修名	研修期間	研修概要	参加指導員名及び年令	研修会場	旅費額
①	大 学 校 研 修					
②	全 国 中 央 会 研 修					
③	四 国 ブ ロ ッ ク 研 究 会					
④	① から ③ ま で 以 外 の 研 修					

イ 受講料（研修ごとに記入してください。）

- ・ 参加研修名
- ・ 指導員名及び年齢

- ・ 期間及び受講料

ウ その他実習に伴う経費（中小企業診断士要請過程を受講しない場合は記載不要です。）

- ・ かかった経費の内訳

エ 研修会開催費（開催した研修会ごとに次の項目を記入してください。）

- ・ 開催場所
- ・ 参加人数
- ・ 検討内容（テーマ等）
- ・ かかった経費の内訳
- ・ 備考

II 組合等の指導事業

ア 指導事務費

(ア) 実地指導

① 組合等及び事業者の数

	会 員	非 会 員	計
事 業 協 同 組 合			
事 業 協 同 小 組 合			
火 災 共 済 協 同 組 合			
信 用 協 同 組 合			
協 同 組 合 連 合 会			
企 業 組 合			
協 業 組 合			
商 工 組 合			
商 工 組 合 連 合 会			
商 店 街 振 興 組 合			
商店街振興組合連合会			
そ の 他 の 組 合			
未 組 織 事 業 者			
共 同 出 資 会 社			
公 益 法 人			
計			

(注) 指導した組合等及び事業者の延べ件数を記入してください。

② 事項別指導件数

区分 組合別	設立	組合管理	組合事業経営	経理	税務	金融	共同施設の診断	労働	価格協定	官公需	省エネルギー	情報化	その他	計
	事業協同組合 事業協同小組合 火災共済協同組合 信用協同組合 協同組合連合会 企業組合 協業組合 商工組合 商工組合連合会 商店街振興組合 商店街振興組合連合会 その他の組合 未組織事業者 共同出資会社 公益法人													
計														

(注) 1 指導件数は、延べ件数を記入してください。

2 この1年間の指導実績に基づき、組織化指導における目立った傾向がある場合は、その傾向を別紙として提出してください。

(イ) 相談室の運営

① 相談

相談事項	会員及び非会員別		計
	会員	非会員	
設立相談			
組合管理相談			
組合事業経営相談			
経理相談			
税務相談			
金融相談			
共同施設の診査相談			
労働相談			
価格協定相談			
官公需相談			
省エネルギー相談			
情報化相談			
その他相談			
計	件	件	件

② 相談資料

(作成資料)

名称	印刷部数
計	

(注) 「名称」欄は、作成した資料名を記入してください。

(購入資料)

名称	購入部数
計	

(ウ) ネットワーク運営に要する経費

① 通信機器等設置状況（次の項目について記入してください。）

- ・機器の名称
- ・設置場所
- ・加入通信業者名
- ・容量
- ・備考

（注）プロバイダー等の有する機器を利用した場合は、備考にプロバイダー名及び容量を記入してください。

② 運営に要した経費内訳

(エ) 指導に必要な備品の取得等

① ファクシミリの設置

設置台数、設置期間及び設置期間に対応する経費の額

② コンピュータの設置（設置した機器ごとに記入してください。）

機器名、台数、設置期間及び設置期間に対応する経費の額

③ 指導用車両の設置

i) 購入の場合

購入台数及び購入経費

ii) リースの場合

リース台数、リース期間及びリース期間に対応する経費の額

④ ①から③まで以外で取得した備品

i) 取得した備品名

ii) 取得額

(3) 組合等支援費

I 連携・運営支援事業（一事業ごとに次の項目を記入してください。）

①組合等名及び組合等の概要

②テーマ名（事業名）

③事業の概要及び実施方法

④実施期間（開始から完了まで）

⑤事業に要した額（実績ベースである程度内訳を記入してください。）

⑥中央会の支出額（実績ベースである程度内訳を記入してください。）

⑦高知県中小企業団体中央会補助金の額（実績ベースである程度内訳を記入してください。）

⑧事業の成果及び課題（資料があれば添えてください。）

⑨備考

（注）1 事業を委託した場合は、備考に委託先、委託契約日、委託の具体的内容及び委託期間を記載してください。

2 事業の一部を間接補助により実施した場合は、間接補助した事業の内容を備考に記載し、補助にかかった経費については⑤及び⑥に内書としてください。

- 3 「研修事業」の場合は、内訳書として、研修ごとに研修名、実施日時、研修内容（講師名を含む。）、参加者数、事業に要した額及び中央会の支出額を記入してください。
- 4 「専門家派遣」により実施した場合は、内訳書として、派遣を受けた組合等名、派遣日、派遣の必要性及び派遣により得られた効果を記入してください。

II 情報収集・提供事業（一事業ごとに次の項目を記入してください。）

ア 組合等への情報提供事業

- ①情報誌名
- ②情報誌の概要
- ③刊行期（隔月刊、旬刊等）
- ④発行部数
- ⑤事業の実施にかかった経費（内訳）
- ⑥事業の成果及び課題
- ⑦備考

（注）「情報誌」以外で情報発信した場合は、発信の方法、発信回数及び発信先（件数）を記入してください。

イ 中小企業団体情報連絡員の設置

- ①情報連絡員の所属団体、役職及び氏名
- ②委嘱期間
- ③情報収集件数
- ④収集した情報の提供先、提供件数及び提供方法
- ⑤中央会の支出額（情報連絡員ごとに、実績ベースである程度内訳を記入してください。）
- ⑥事業の成果及び課題
- ⑦備考

（注）④以外に収集した情報の活用方法があれば、備考に記入してください。

ウ 中小企業労働事情実態調査事業（一事業ごとに次の項目を記入してください。）

- ①調査事業名（テーマ名）
- ②調査内容
- ③調査方法
- ④調査期間
- ⑤中央会の支出額（実績ベースである程度内訳を記入してください。）
- ⑥高知県中小企業団体中央会補助金の額（実績ベースである程度内訳を記入してください。）
- ⑦調査結果の活用方法
- ⑧事業の成果及び課題
- ⑨備考

（4）ものづくり担い手育成事業費（一研究名ごとに次の項目を記入して下さい。）

I 実施した業務の概要

ア 研修の種類及び実施状況

- ①研修名
- ②各研修の予定回数

③各研修の実施回数

イ 実施した研修の内容

①テーマ名

②概要

③学習目標

④受講対象者

⑤各コマの概要（開催日、場所、テーマ、講師、座学・実習の別）

⑥事業の成果及び課題

ウ 経費の支出状況

①事業に要した額（実績ベースである程度内訳を記入してください。）

②中央会の支出額（実績ベースである程度内訳を記入してください。）

③高知県中小企業団体中央会補助金の額（実績ベースである程度内訳を記入してください。）

（５）女性団体等活躍促進事業費（一事業ごとに次の項目を記入してください）

I 実施した業務の概要

①組織名及び組織等の概要

②事業名

③事業概要

④事業に要した額（内訳）

⑤中央会の支出額（内訳）

⑥高知県中小企業団体中央会補助金の額（内訳）

⑦事業の成果及び課題

⑧備考

4 会員の加入脱退状況

区分 組合別	期首会員数	期 間 中 の 移 動		期末会員数
		加 入	脱 退	
事業協同組合				
事業協同小組合				
火災共済協同組合				
信用協同組合				
協同組合連合会				
企業組合				
協業組合				
商工組合				
商工組合連合会				
商店街振興組合				
商店街振興組合連合会				
その他の組合				
そ の 他				
計				

5 収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度 決算額	本年度 予算額	比 較 増 減			備 考
			増	減	差引き額	
高知県中小企業団体 中央会補助金						
手数料等						
自己資金						
合 計						

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 決算額	本年度 予算額	比 較 増 減			備 考
			増	減	差引き額	
人件費						
福利環境整備費						
事業費	補助金					
	委託料					
	備品購入費					
	事務費					
	小計					
合 計						

第 号
令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県中小企業団体中央会
会 長

取得財産の処分承認申請書

令和 年度高知県中小企業団体中央会補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱第15条第2項の規定により、承認をお願いします。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県中小企業団体中央会
会 長

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 補助金額（高知県知事が確定通知により確定した額） | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を控除した額） | 円 |

（注）1 別紙として積算の内訳を添えてください。

- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の100分の10相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象となるものではありません。

第 号
令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県中小企業団体中央会
会 長

令和 年度高知県中小企業団体中央会補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定がありました補助金について、高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱第17条第2項の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

金 円也

（請求額算定表）

区 分	金 額
補助金交付決定済額	円
補助金概算払受領済額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県中小企業団体中央会
会 長

令和 年度高知県中小企業団体中央会補助金に係る企業化等状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の（変更）交付の決定の通知がありました補助事業に関し、令和 年度の企業化等状況について、高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱第20条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

間接補助事業の実施結果の企業化等の有無

- | | | |
|-------------------------|---|---|
| (1) 補助事業の実施結果の企業化 | 有 | 無 |
| (2) 産業財産権の譲渡又は実施権の設定 | 有 | 無 |
| (3) その他の補助事業の実施結果の他への供与 | 有 | 無 |

計画名 及び 事業名	組合等 の名称	補助金 確定額	補助事業 に係る本 年度収益額	控除額	本年度までの 補助事業に 係る支出額	基 準 納付額	前年度までの補 助事業に係る県 への累積納付額	本年度 納付額

- (注) 1 「補助事業に係る本年度収益額」とは、補助事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいいます。
- 2 「控除額」とは、補助事業に係る経費のうち、組合等が自己負担によって支出した額の5分の1の額をいいます。
- 3 「基準納付額」とは、補助事業に係る本年度収益額から「控除額」を差し引いた額に「補助金確定額」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額」で除した額をいいます。
- 4 「前年度までの補助事業に係る県への累積納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいいます。
- 5 「本年度納付額」とは、基準納付額と累積納付額との合計が補助金確定額を超えない場合は、基準納付額が本年度納付額となります。また、基準納付額と累積納付額との合計額が補助金確定額を超える場合は、補助金確定額から累積納付額を差し引いた残額が本年度納付額となります。
- 6 その他補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添えてください。

第 号
令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県中小企業団体中央会
会 長

令和 年度高知県中小企業団体中央会補助金に係る
産業財産権等取得等届出

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の（変更）交付の決定の通知がありました補助事業に関し、下記のとおり産業財産権等の取得（譲渡及び実施権の設定）をしたので、高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱第21条の規定により届け出ます。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の概要
- 3 産業財産権の種類（番号及び産業財産権等の種類）
- 4 産業財産権の内容
- 5 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）